

# 新大職組新聞

速報版  
2023年  
7月20日  
新潟大学  
職員組合中央  
執行委員会  
厚生センター  
1F  
内線番号  
6096

## 大学を支えている技術職員 その賃金決定方法は謎だらけ

新潟大学の五十嵐キャンパスでは様々な種類の職員が働いています。その中で多くの割合を占めるのは大学教員、事務職員、技術職員です。この速報版の第一面では技術職員の賃金決定方法について特集したいと思います。残念ながらそれは、事実上、秘匿されています。第二面では情報開示に挑んだ教育学部分会のHさんの奮闘を紹介します。

### 謎一、職位の基準が不明確

大学教員に助教や准教授といった職位があるように、技術職員にも次のような職位が定められています。技術専門員 ↑ 技術専門職員 ↑ 技術職員。これらの総称としても「技術職員」という言葉が用いられます。

技術職員がどのような項目で評価されているのか、その項目を示す書類は各学部が存在します。しかし内容は明確ではありません。さらに言うと、その内容に基づいて昇任が決定されているのかについても疑問が生じています。研修受講の有無が評価項目であると説明されていますが、研修を繰り返し受講しているのに昇任していない職員もいます。

### 謎二、職位と級の紐づけが不明

私たちの賃金は、本給表上の位置によって決定されています。旧年俸制以外の大学教員は教育職本給表(一)が適用されます。事務職員と技術職員、図書館職員には共通して一般職本給表(一)が適用されます。どちらの本給表においても、職員は級と名付けられた数字によってまず分類され、その中で号給ごとに細分されます。本給表上の級が賃金を決定する最大のファクターです。大学教員の職位と教育職本給表(一)の級は、講師なら3級というように、ほとんど完全に紐づけられています。技術職員についてはどうでしょうか。

2021年の3月、技術職員の職位と本給表上の級の紐づけについて、教育学部が人事企画課に問い合わせたところ、その返答は「昇格(注:昇格とは職位が上がることでなく、本給表上の級が上がることを指す)については基準に基づいて行われているが、管理事項だから説明できない。」というものでした。人事企画課からの回答は、職員の賃金決定方法を知ろうとする取り組みを拒むものだったのです。

### 謎三、職位が上がってもしばらく本給表上の級に反映されない

職位が上がっても、本給表上の級に直ちに反映されず、しばらく待たされるという理不尽な現象がたびたび起きており、技術職員たちは解せない思いを抱えています。なぜ待たなくてはならないのでしょうか。その理由について全く説明がないままです。

### 全学組織化の期待

不可解なことに、技術職員の賃金水準は事務職員よりも低く抑えられています。2022年の学長交渉で得た資料を基に作成した下の表をご覧ください。上位級がほとんど事務職員のみで占められていることが見て取れます。このような格差は以前から知られており、2019年5月23日の学長交渉でも話題になりました。一般職本給表(一)上の上位級になぜ技術職員が少ないのか、職員組合は高橋学長(当時)と成田理事(当時)に問いたいました。成田理事は次のように返答しました。「具体的に考えられる方策はどういうことがあるのかといったらやっぱり、今考えられるのは組織化ではないのかなと思っています。」「技術職員の中に課長に相当するような、その組織の長になるような人がいるのだから、それは標準が5級なのであれば、そのポストにつけば5級になるわけですよ。」

つまり、成田理事は技術職員の賃金が低く抑えられている理由として、事務職員と同様の組織が整備されていないことを挙げ、改善の方策として全学組織化を挙げたわけです。ここに期待する動きが生じたのも自然です。人員の減少が予想される中、現場レベルから組織効率化の観点で賛成する意見もあがっています(2022年10月工学部技術部報告集など)。しかし、専門的技術をもつ職人の世界に、事務職員のような組織が整備されていくことについて、とまどいの声も聞かれます。

第二面に続く:Hさんの奮闘

| 一般職本給表(一)の級 | 8 | 7 | 6  | 5  | 4  | 3   | 2  | 1  |
|-------------|---|---|----|----|----|-----|----|----|
| 事務職員の数      | 1 | 5 | 18 | 38 | 37 | 212 | 63 | 75 |
| 技術職員等の数     | 0 | 0 | 0  | 1  | 8  | 37  | 22 | 13 |

# Hさんの奮闘が始まる

2020年3月全学組織化へむけ大学の動きが加速します。教育学部分会のHさんもWG（ワーキンググループ）に入りました。会議の冒頭で委員長（工学部の教員）から「全学組織化は理事も出席する技術部委員会で決定したこと。可否については議論しない」と説明されます。WGは技術職員たちからのコメントを募集しますが、逐一回答が与えられることはありませんでした。Hさんは標準職務表（職位と級の紐づけをするものと期待される表）についての疑問などをWGに提示しました。しかし、まともな返答はなく、WGの外での取り組みをはじめることとなります。情報公開請求に踏み切ります。

| 情報公開法に基づき請求した情報   | Hさんの目的                                   | 新大法人の回答  |
|---|--|--|
| 新潟大学における技術専門員及び技術専門職員に関する規程第4条の2に「別に定める」とされている、「技術専門員候補者及び技術専門職員候補者の選考」の方法      | どうしたら技術専門職員、技術専門員に昇任できるのか、明らかにさせるため。     | 回答があったが、学部の資料としてこれまでに開示されていたものと同じであり、昇任に関わる疑問は解決しなかった。       |
| 給与細則における級別標準職務表（注：Hさんの取り組みによって今年4月1日に就業規則等が大幅に改訂された。この職組新聞でいうところの規則や細則は前の版のもの）  | 技術職員の職位と一般職本給表（一）上の級の紐づけを明確にさせるため。       | 行政職公務員用に作られた人事院規則の別表を回答。だが大学職員に適用するのは困難。信大・長岡技大などの他大学は独自に作成。 |
| 給与細則の第4条において「別に定める」とされている本給表及び職名ごとの「職員の職務の級の定数」（注：Hさんの取り組みが影響し今年4月1日に条文ごと削除される） | 職位上の昇任が本給表上の昇格を伴わない理由として上位級の定数による制限を疑った。 | 不存在と回答。Hさんはその回答に疑念を抱き、下記のような追及を続けることとなる。                     |
| 給与細則の級別資格基準表（たて続けに昇任した場合などに中間級に留め置かれる年数を明示した表）の「別に定める」とされている部分                  | 昇任が賃金に反映されない理由を探る中で興味を持った。               | 不存在と回答。2009年6月30日に廃止されたはずの人事院規則の級別資格基準表を使用し続けていた。            |

# 情報公開請求の回答は 不存在

Hさんは上記の四つの書類を開示するように、情報公開法に基づいて新潟大学に請求します。これほどまでの活動ができたのは、行動力はもとより、「賃金の決定方法を知ること」は労働者の権利である」という知識があったためでもあります。労働基準法第十五条などでも保証されているはずの権利です。

大学法人からの回答は実質的にはゼロ回答でした。形式的な回答をした項目が二つばかりありましたが、職員（特に技術職員）の賃金決定方法を説明できるものではありません。残念な回答ながら、大学がおかしな運営をしているという確信を深めるには十分でした。

# 大学に 魔術師 が住んでいる

Hさんは新潟大学の「法人文書ファイル管理簿」を参照しました。そこで、「級別定数管理簿」と名付けられた書類が存在していたことを発見します。（上記の表左から二つ目を参照。）上記の「不存在」という回答は事実と反する可能性が濃厚です。対する大学の主張は、

- 平成16年度の法人化以降、級別定数管理簿は作成していない。
- 存在しない級別定数管理簿をあやまって、法人文書ファイル管理簿に掲載していた。驚くべきことに、存在しない文書を毎年度掲載し続けていた職員がいたということなのです。法人文書ファイル管理簿に掲載するには上司の許可も必要でしょう。その職員はそれらのハードルを乗り越え、掲載までこぎつけた。魔術師に違いありません。

# 労基署が是正勧告と指導 しかし

- Hさんは労基署に連絡を取ります。労基署は新大法人に対して二つの行動をとりました。
- 是正勧告…2009年6月30日に廃止されたはずの人事院規則9-8「級別資格基準表」を、給与細則（就業規則の一部）において参照し続けていたことに対して。
  - 指導…給与細則の第4条において「別に定める」とされている本給表及び職名ごとの「職員の職務の級の定数」が示されていないことに対して。

労基署の指導に対する新大法人の対応も不可解です。4月に給与細則が大改訂されましたが、一般職本給表（一）の級別の定数を公開する方向ではなく、給与細則第4条の方を削除する対応を取りました。3月の役員会や労使協議会の資料において、これらの変更は「人事院規則等の内容を明確にするもの」「条文整備」であると総務部は説明しました。本当でしょうか。級別の定数は、少なくとも法人化以降しばらくは、存在したはずですが、Hさんは現在、公益通報制度を利用して大学からの回答を要求しているところです。（おわり）